

■固定資産税 [償却資産] (市町村税)

この税は、固定資産（償却資産）を所有している方に対して課税されるものです。



県内で工場や商店などを経営している会社や個人で、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等を所有している方

ただし、

- ①耐用年数1年未満の資産
- ②取得価格が10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの（いわゆる少額償却資産）
- ③取得価格が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年間で一括して均等償却するもの（いわゆる一括償却資産）
- ④自動車税及び軽自動車税の対象となるものは、課税の対象となりません。（②③の場合であっても、個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っているものは課税の対象となります。）

※事務所等を借りている方（テナント等）の場合、テナント等が取り付けした内装、建築設備等については、償却資産として固定資産税の課税対象になります。



固定資産の価格（課税標準額）×1.4%（標準税率）

なお、同一市町村内で同一人が所有する固定資産の価格の合計額が150万円（免税点）未満の場合には、課税されません。

※税率については、具体的には各市町村の条例で定められています。



1月1日現在償却の資産所有者



- ①申告書提出・・・毎年1月1日現在償却資産を所有している方は、その年の1月31日までに、資産が所在する市町村に償却資産の申告をする必要があります。
- ②価格等の決定及び課税台帳への登録・・・償却資産の価格等は、申告及び調査にもとづいて決定され、償却資産課税台帳に登録されます。
- ③納税通知書交付・・・算出した税額について、納税通知書が交付されます。
- ④納期限・・・納税通知書に記載された納期限までに納めます。

※価格とは、償却資産課税台帳に登録されている価格です。